管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁文化財保護課 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが14件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京東京 | 平成30年４月12日平成30年４月12日平成30年５月21日から同月22日まで平成30年５月25日平成30年７月９日平成30年10月22日から同月23日まで平成30年10月25日平成30年12月６日平成30年12月６日平成30年12月６日から同月７日まで平成31年２月26日平成31年２月26日平成31年３月１日平成31年３月28日 | 29,570円29,410円37,630円29,400円22,980円38,160円29,460円29,190円29,350円36,880円28,840円29,000円29,400円29,950円 | １人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人１人 | 平成30年５月17日平成30年５月17日平成30年７月31日平成30年７月10日平成30年９月３日平成30年12月４日平成30年12月４日平成31年１月21日平成31年１月21日平成31年１月25日平成31年４月８日平成31年４月６日平成31年４月６日令和元年５月29日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | 是正を求められた事項について、課内職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認も徹底することとした。今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 摂津高等学校 | 管外出張について、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 旅行日 | 人数 | 旅費支給額 |
| 滋賀県 | 平成31年３月25日 | １人 | 2,640円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月26日 | １人 | 2,280円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月25日 | １人 | 3,780円 |
| 滋賀県 | 平成31年３月26日 | １人 | 3,420円 |
| 滋賀県 | 平成30年７月25日 | １人 | 1,560円 |

また、管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 |
| 大阪市住吉区 | 平成30年４月17日 | 1,050円 |

  | 検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の旅費に関する条例】（旅費の支給） 第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。（旅費の種類）第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 |

 | 検出された事項の管外出張分について、令和元年５月27日に該当職員へ追給を行った。また、管内出張分については同日に該当職員へ追給を行った。今後は、是正を求められた事項に基づき教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年５月21日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 狭山高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが４件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 滋賀県 | 平成30年６月13日から同月14日まで | 10,880円 | １人 | 平成31年４月16日 |
| 滋賀県 | 平成30年６月14日から同月15日まで | 10,980円 | １人 | 平成31年４月16日 |
| 宮城県 | 平成30年８月１日から同月３日まで | 47,360円 | １人 | 平成31年４月12日 |
| 滋賀県 | 平成30年11月９日 | 4,020円 | １人 | 平成31年４月12日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 　一　旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。　今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和ー年―月―日、事務局：令和元年５月28日）